

令和7年度所沢市下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和7年度所沢市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	162,840 戸	
(2) 年間処理水量	36,999,000 m ³	
(3) 一日平均処理水量	101,360 m ³	
(4) 主要な建設改良事業		
下水道管渠布設及び更新事業		1,323,992 千円
施設整備改良事業		581,751 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 下水道事業収益		6,239,247 千円	
第 1 項 営業収益		4,748,124 千円	
第 2 項 営業外収益		1,490,089 千円	
第 3 項 特別利益		1,034 千円	
	支	出	
第 1 款 下水道事業費		6,294,904 千円	
第 1 項 営業費用		5,967,333 千円	
第 2 項 営業外費用		317,571 千円	
第 3 項 予備費		10,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2, 717, 695 千円は過年度分損益勘定留保資金 1, 931, 776 千円、当年度分損益勘定留保資金 497, 104 千円、過年度分消費税資本的収支調整額 129, 040 千円及び当年度分消費税資本的収支調整額 159, 775 千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第 1 款 資本的収入		2, 043, 321 千円
第 1 項 企業債		1, 615, 100 千円
第 2 項 負担金		114, 213 千円
第 3 項 補助金		311, 800 千円
第 4 項 長期貸付金償還金		2, 208 千円

	支	出
第 1 款 資本的支出		4, 761, 016 千円
第 1 項 建設改良費		3, 672, 756 千円
第 2 項 企業債償還金		1, 082, 260 千円
第 3 項 長期貸付金		6, 000 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
受益者負担金システム賃借料	令和 8 年度から令和 12 年度まで	3, 509 千円
令和 8 年度開始前に契約事務を行う業務 (委託料・賃借料)	令和 8 年度まで	契約により決定した額

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	1,224,100 千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 機構資金について、利率の 見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、 銀行その他の場合にはその債権者と協定する 融資条件による。 ただし、企業財政の都合により据置期間及 び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は 低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	391,000 千円			
計	1,615,100 千円			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用
- (2) 建設改良費、企業債償還金及び長期貸付金の間の流用

（ 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 ）

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 636,835 千円 |
| (2) 交際費 | 50 千円 |

（ たな卸資産購入限度額 ）

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、9,000 千円と定める。

令和 7 年 2 月 18 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊